

特別管理産業廃棄物が発生(保管)する事業場の設置(第8条)

Q1	法人の代表者が変更したが、届出が必要か。
A1	必要ありません。 社名や所在地の変更時は変更届出書を提出してください。
Q2	特別管理産業廃棄物管理責任者が変更したが、届出が必要か。
A2	必要ありません。
Q3	届け出ている内容に変更が生じた場合は、どこまで記載する必要があるか。
A3	特別管理産業廃棄物発生事業場変更等報告書の 変更前欄は全て記入し、変更後欄は変更する箇所のみ 記入してください。
Q4	届出者の社印等は必要か。
A4	社印や代表者印の押印は 必要ありません。
Q5	特別管理産業廃棄物を発生または保管する事業場となったが、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者がいない場合はどのように記載するのか。
A5	特別管理産業廃棄物管理責任者となる予定の方を記載し、講習を受講予定の欄にチェックを入れて提出してください。できるだけ速やかに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講されるか、資格要件を満たす方を配置してください。
Q6	医療に関する有資格者(医師、薬剤師、看護師等)は感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物が発生する事業場の特別管理産業廃棄物管理責任者とすることは可能か。
A6	不可です。 医療に関する有資格者(医師、薬剤師、看護師等)は感染性産業廃棄物に対してのみ有効ですので、その他の特別管理産業廃棄物(引火性廃油、PCB汚染物等)が発生する場合は、他の要件を満たした方を特別管理産業廃棄物管理責任者としなければなりません。したがって、感染性産業廃棄物をはじめ他の特別管理産業廃棄物も発生する医療機関の場合は、医療に関する有資格者ではなく、他の要件を満たした方を特別管理産業廃棄物管理責任者としてください。
Q7	医療関係機関対象講習会終了者は感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物が発生する事業場の特別管理産業廃棄物管理責任者とすることは可能か。
A7	感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物(引火性廃油、PCB汚染物等)が発生する場合でも、医療関係機関対象講習会終了者を特別管理産業廃棄物管理責任者とすることは 可能です 。ただし、 医療関係機関等に限定 します。
Q8	特別管理産業廃棄物発生事業場において、産業廃棄物を全量委託処理している場合は、特別管理産業廃棄物処理状況報告書を提出する必要があるか。
A8	全量委託処理をしている事業者は必要ありません。産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出により、特別管理産業廃棄物処理状況報告書が提出されたものとしています。ただし、自家処理を行っている廃棄物がある場合は提出してください。

市外からの産業廃棄物の搬入(第10条)

Q1	名古屋市外で発生する産業廃棄物を名古屋市内の産廃業者に処分を委託するが、排出事業者として届出が必要か。
A1	名古屋市外で発生する産業廃棄物の処理については処分業者から報告されますので、排出事業者は届け出る 必要はありません 。
Q2	処分する産業廃棄物の量が少量であっても、届出が必要か。
A2	処分業者の施設の処理能力に対して産業廃棄物の量が少量である場合は必要ありません。 (施設の1日当たりの処理能力に対して、5%未満の処理を少量としています)
Q3	届出者の社印等は必要か。
A3	社印や代表者印の押印は 必要です 。

処理業務実績の報告(第11条)

Q1	名古屋市内に係る産業廃棄物の収集運搬を愛知県知事の許可で行っているが、収集運搬業務実績を報告する必要があるか。
A1	名古屋市へ報告する 必要はありません 。愛知県への報告は愛知県の条例に従ってください。
Q2	名古屋市内に係る産業廃棄物の収集運搬を名古屋市長の許可で行っているが、収集運搬業務実績を報告する必要があるか。
A2	名古屋市へ報告する 必要があります 。
Q3	届出者の社印等は必要か。
A3	社印や代表者印の押印は 必要ありません 。
Q4	処理量が1トン以下の場合は記載しなくてよいか。
A4	1トンを超える場合は整数で、1トン以下の場合は小数点を使用してトン単位で記載してください。

建設工事(大規模建設)における産業廃棄物処理計画(第14条)

Q1	処理計画書を提出するときに記載する処分を委託する業者とは、中間処分業者まででよいか。
A1	処理計画書の減量及び処理の方法の計画のあらましの欄において、廃棄物の最終処分までを記載してください。処分業者の許可番号や処理能力等を記載した添付資料も中間処分業者のほか最終処分業者までを列挙してください。
Q2	処理計画書と違う処分業者へ処分する場合は、変更の届出が必要か。
A2	変更に関して届け出る義務はありません。処理状況報告書の減量及び処理の方法の欄に実際に処分を委託した業者を記載して提出してください。あわせて、処分業者の許可番号や処理能力等を記載した添付資料も処理計画書と違う処分業者について列挙して提出してください。

特定産業廃棄物の保管(第29条)

Q1	建設工事で排出される廃棄物を短期的に保管しているが、この場合でも届出の対象になるか。
A1	この条例においては、保管期間の長短によって取り扱いに差を設けていません。このため、短期間であっても届出の対象となります。ただし、搬入した後、当日又は翌日中に搬出し、以降そこでの保管が行なわれない場合など、社会通念上保管に該当しないと解されるものは対象外と考えられます。
Q2	保管する物について、廃棄物か、有価物かの判断はどうするのか。
A2	有価物か廃棄物かの認定は、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができる物かどうかの判断により行われます。この判断において、保管物の性状、排出の状況、取り扱い形態、取引価値の有無、及び社会通念上合理的と認められる占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとなります。従って、名古屋市としては、占有者に上記内容について確認し妥当と判断できなければ、廃棄物の保管と認定します。
Q3	見取図、平面図はどのくらいの精度の図が必要か。住宅地図のコピーでもよいか。
A3	見取図については、住宅地図のコピーで構いません。平面図については、敷地境界及び事業場内における保管の設置場所の分かるものであることが必要です。また、保管の場所の面積が確認できるよう寸法を記入し、面積の算定式を記載してください。
Q4	地権者との賃貸借契約は半永久的な場合、特定産業廃棄物保管届出書の保管終了予定年月日は何年までとするのか。また、終了予定日を過ぎた場合変更届出書を提出する必要があるか。
A4	地権者との賃貸借契約は半永久的な場合、保管終了予定年月日に期限は設けません。また、終了予定日を過ぎた場合については、原則として30日以上経過した場合に継続して保管施設として使用していれば変更等届出書が必要となります。
Q5	産業廃棄物収集運搬業の許可をもつ家屋解体業者の場合、元請業者として解体を行った後に生じた廃棄物を自ら保管する場合において届出は必要か。
A5	この条例では、産業廃棄物処理業者は除くこととされていますが、この場合は事業者としての自社物の保管となるため、100m ² 以上の場所での保管であれば届出が必要です。なお、産業廃棄物処理業者の方で他に業を営んでいる方は、自社物と処理業の保管の場所とは区別して保管施設を設置してください。
Q6	同一事業場(現場)に複数の保管場所を有することとなるが、この場合の面積に関して届出義務の判定はどのように行うのか。
A6	同一事業場(現場)内に複数の保管場所がある場合は、各保管場所の面積の合算で100m ² 以上あれば届出が必要となります。
Q7	[1] 届出を行うべき保管場所の面積は、以下のどの部分が該当するのか。 ア 敷地面積全体 イ 敷地のうち、実際に廃棄物を置く予定の場所の敷地のみ ウ 廃棄物が置いてある正味の面積 [2] コンテナで保管をする場合の面積の判定は、コンテナの底面積かコンテナを置く

	場所の範囲のどちらか [3] コンテナが作業現場内で点在している場合の予定面積の算出方法
A7	[1] 保管面積は、保管に供する部分の面積により判定します。この面積は、廃棄物又は容器が地面に接する部分の面積ではなく、廃棄物又は容器を置く予定の場所として設定した範囲の面積(イ)と考えてください。また、保管に供する場所には、工事現場内では廃棄物処理法第12条第2項の保管基準が、工事現場外では廃棄物処理法第12条第1項の産業廃棄物処理基準が適用されることから、場所の周囲には囲いが必要であることに注意してください。 [2] コンテナを置く予定の場所の範囲の敷地面積で判定してください。 [3] [2]の考え方の下、点在する保管場所の面積を合算して判定してください。
Q8	積替保管場所を保有する産業廃棄物処理業者の場合、収集運搬を委託された建設廃棄物を積替保管施設に保管しようとするときは届け出る必要があるか。
A8	産業廃棄物処理業者の方が保有する積替保管場所は、処理業の許可申請の際に書類で添付されており、また現地確認も行われているので、この条例による届出は不要です。
Q9	全体の敷地が120m ² ある場所で、廃棄物を保管する面積が約95m ² の場合、全体面積120m ² として届け出る必要があるか。
A9	保管場所の面積が95m ² であれば届出対象とはなりません。敷地の中での保管場所が不明確であり事務所や駐車場など保管場所と見なせない場所を除いて保管可能場所が100m ² 以上ある場合には届出が必要です。
Q10	下水道工事等で工事の進捗状況に応じて保管場所が連続的に移動する場合、保管場所の届出はどうなるのか。
A10	保管の場所が事業所(同一工事現場を含む。)に複数ある場合は、各保管場所の面積の合算により100m ² 以上の場合は届出が必要です。この場合、工事の進捗状況にあわせて面積の変更が生ずると考えられるため、あらかじめ予定されている保管場所の面積の合算で設置届出をするか、又は保管場所の変更に伴い変更届を出すことになります。
Q11	保管場所の保管予定期間を経過した以降は、自動的に保管場所が廃止されたとみなされ、廃止届を出さなくてもよいのか。
A11	保管予定期間を過ぎたからといって、廃止届が出されたものとはみなされません。廃止届は、実際に保管行為が行われなくなってから30日以内に届出をする必要があります。特定産業廃棄物等保管変更等届出書を使用してください。
Q12	条例に規定する工作物とはどのようなものをいうのか。
A12	工作物とは次のようなものをいいます。 (1) 建築基準法第2条第1項第1号に規定する建築物 例 屋根及び柱若しくは壁を有するもの(家屋など)、これらに付属する門、塀 (2) 道路、橋、トンネルなどのように土地に定着する工作物で(1)の建築物以外のもの
Q13	工作物の新築、改築又は除去によって生じた産業廃棄物とはどのようなものか。
A13	具体的には、工作物の新築、改築又は除去によって生じたコンクリート、アスファルト、レンガ等の破片や金属くず、プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずなどをいいます。